

クイックフィット利用規約

《適用範囲》

第1条

本規約は、クイックフィットとして運営するスポーツクラブ（以下「当クラブ」という。）の利用に関し適用されるものとします。

《会員制度》

第2条

- 1 当クラブは会員制とします。（但し、時期・季節・会員状況によって例外あり。）
- 2 当クラブに入会される方は、本規約を承諾し、当クラブの入会申込書・誓約書等を提出しなければなりません。
- 3 当クラブは基本6ヶ月毎の契約となります。6ヶ月間の契約とは、6ヶ月間退会手続き休会手続きが出来ないので、最低7ヶ月在籍する事になります。以降退会希望前月迄に手続がない場合1ヶ月毎の自動更新となります。

《入会資格》

第3条

次の各号のいずれかに該当する者は当クラブの会員になることはできません。

- ① 本規約及び当クラブの諸規則を遵守できない者
- ② 本申込を行う者が記載した会員と相違ないことを確認できない者
- ③ 暴力団又は反社会的勢力関係者と当クラブが判断した者
- ④ 医師等により運動を禁じられている者
- ⑤ 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有している者
- ⑥ 18歳未満の者（保護者同意の方を除く。）
- ⑦ その他当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

《入館認証手段》

第4条

- 1 会員は、当クラブと入会契約を締結することにより入会が認められ、当クラブの諸施設を利用する権利が与えられます。
- 2 当クラブは会員に対し、入館時に必要なカード・番号・セキュリティキーその他当クラブが定める入館認証手段（以下「アクセスキー」と言います）を付与します。
- 3 会員が当クラブ施設に入る際には、アクセスキーを提示または入力するものとし、これを携帯・所持していない場合は施設に立ち入ることはできません。
- 4 アクセスキーは本人もしくは利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。会員がアクセスキーを第三者に貸与した場合や、非会員の不正利用を助長した場合、会員・非会員双方が除名の対象となります。
- 5 会員はアクセスキーを紛失、または盗難に遭った場合、速やかに当クラブに届け出るものとし、再発行手数料を支払ったうえで再発行の手続きをとることができます。

《諸規定の遵守》

第5条

- 1 会員は本規約（第21条により改正されたものを含む）及び施設内諸規則をすべて遵守しなければなりません。
- 2 施設及び機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルールに従うものとします。施設の具体的利用にあたっては、当クラブの説明及び指示に従わなければなりません。
- 3 会員は、施設を使用している際、いかなる営利活動、ビジネス活動もおこなってはいけません。会員は他のメンバーもしくはその同伴者に対し、パーソナルトレーニング等の営業行為を行うことは固く禁じます。
- 4 会員は、施設の利用時は常に当クラブの定めるドレスコードを遵守します。当クラブは、施設利用時以下の各号に該当する者については注意又は退場を命じることができます。
 - ① ゴム草履、ゴム長靴
 - ② 裸足
 - ③ かかとがない・ヒールが高い・滑りやすい履物
 - ④ スパイクシューズ等施設利用にあたり器具を傷つける可能性のある履物
 - ⑤ その他、当クラブがふさわしくないと判断した服装、履物
- 5 会員はクラブ施設内で大声を発したり、誹謗中傷すること、あるいは他のメンバー、ゲスト、施設スタッフに対する暴力、嫌がらせ等の迷惑行為をすることを禁じます。
- 6 当クラブは、会員が施設敷地内で、法律で禁止された薬物等を使用することを禁じます。

《入場の禁止及び退場》

第6条

1 当クラブは、以下の各号に該当する者の入場の禁止または退場を命じることができます。

- ① 本規約及び当クラブの諸規則を遵守しない者
 - ② 暴力団又は反社会的勢力関係者と当クラブが判断した者
 - ③ 医師等により運動を禁じられている者
 - ④ 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有している者
 - ⑤ 大声・奇声を発したり、不適切な言動で他の人に迷惑をかける者
 - ⑥ 飲酒等により正常に施設利用ができないと認められた者
 - ⑦ 著しく不潔な身体または服装により他の人に迷惑を及ぼす者
 - ⑧ 当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者
 - ⑨ 会費やその他のオプション利用料、施設メンテナンス料等の全部または一部につき支払処理が行われなかった者。
- 2 当クラブへの入館禁止中の会員は、禁止中も、退会手続きをしない限り、会費その他の利用料、オプション利用料、施設メンテナンス料等を支払わなければならないものとする。

《退会》

第7条

1 会員が自己都合により当クラブを退会する場合は、事前に以下に定める期日迄に来店し、書面による当クラブ所定の退会手続きを行った上で、翌月末をもって退会することができます。（電話等による申し出は受け付けられません）

退会手続締切日：退会希望月の前月最終日迄、退会希望月最終日にて退会

2 退会手続きは、当クラブにて直接退会届を記入し、手続きを行うものとします。

尚アクセスキーの返却をもって退会となります。

3 第1項の退会届が提出されない場合は在籍となりますので、施設のご利用がなくても会費が発生します。

4 会費その他利用料等（以下「会費等」という。）が未納の場合は、第1項の退会届の提出迄に完納しなければなりません。

5 会費等は、退会が月の途中でであっても、これを全額支払わなければなりません。

6 会員が、その資格を喪失したときには、直ちにアクセスキーを当クラブに返却しなければなりません。

7 退会手続は、必ず店舗にて行うものとする。電話、電子メール、ファックス等による退会の申し出は受付ません。店頭以外の方法による退会手続きは、当社が特別に認めた場合に限り受け付けます。この場合、事務手数料5,500円（税込）を申し受けます。

《諸手続き》

第8条

1 会員が、入会申込書に記載した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きをしなければなりません。

2 当クラブより会員に通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所宛に行うものとし、会員から届け出のあった最新の住所宛に通知が発信されたときは、通知未達等 発信後の責を負いません。

《会員資格の停止及び除名》

第9条

1 当クラブは、会員が次の各号に該当するときは、当クラブへの入館を一時停止、又は当該会員を除名することができます。

① 第5条 第1項に違反したとき

② 会員・当クラブ従業員に対する迷惑行為及び当クラブ内における宗教活動、営業行為、その他当クラブの目的に反する行為により、当クラブの秩序を乱し、又は当クラブの名誉・品位を著しく傷つけたとき

③ 規約その他、当クラブの定めた諸規則に違反したとき

④ 入会に際して当クラブに虚偽の申告をした、又は第3条に違反していることを故意に申告しなかったと判明したとき

⑤ 当クラブの施設・什器を故意又は過失により破損したとき

⑥ その他、会員としてふさわしくない言動があったと当クラブが認めたとき

2 前項による当クラブへの入館停止中の会員又は当クラブから除名された会員は、当クラブの施設を利用することができません。

3 第1項による当クラブへの入館停止中の会員又は当クラブから除名された会員に対しては、当クラブは、停止期間中又は除名後の会費について、前納分あるいは会費その他 諸費用等の既払分を返還することはいたしません。

《資格喪失》

第10条

会員は次の場合にその資格を喪失します。

① 退会

② 死亡

③ 除名

④ 当クラブの運営上重大な理由により当クラブを閉鎖したとき

《会員資格の譲渡禁止等》

第11条

当クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

《会費、手数料及び利用料》

第12条

1 セキュリティ(アクセスキー)発行手数料は、当クラブが別に定める金額とし、入会時にこれを支払わなければなりません。紛失された場合はセキュリティ(アクセスキー)発行手数料を再度支払わなければなりません。セキュリティ(アクセスキー)発行手数料は、理由の如何を問わずこれを 返還いたしません。

2 会費は、当クラブが別に定める金額を、当クラブ所定の方法で支払うものとし、既納の会費は、原則として理由の如何を問わずこれを返還いたしません。

3 会員には、実際の施設利用の有無に関わらず、本会員契約が定める諸費用をすべて支払う義務があり、退会月迄は会費又は利用料等を支払わなければなりません。

4 当クラブは、会員が当クラブを利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めることができます。

5 会費や手数料、その他サービス料の支払い処置が行われなかった場合、当社は、会員に対し、年14.6%の遅延損害金を請求できるものとする。

6 当クラブが定める会費が未納の時、当該債権を法務省認可の債権回収会社に譲渡し、回収を依頼することがあります。この場合、未納金に加え、遅延損害金年14.6%や回収にかかる費用をご負担いただく場合があります。

7 一部店舗では退会時に退会手数料が発生するものとする。

《年間施設メンテナンス費》

第13条

1 当社が運営する一部店舗（以下「対象店舗」といいます）においては、年に一度、年間メンテナンス費として4,950円（税込）を徴収させていただきます。なお、対象店舗には、すでに年間メンテナンス費を導入している店舗と、2025年3月27日以降にご入会いただいたお客様から同費用が適用される店舗が含まれます。

2 対象店舗などの詳細は、当社ウェブサイトまたは各店舗の案内にてご確認ください。

3 前項に定める年間メンテナンス費は、対象店舗にのみ適用され、それ以外の店舗では発生いたしません。ただし、当社の運営方針等により対象店舗が変更となる場合があります。その際は、あらかじめ当社ウェブサイト等で告知いたします。

《会費、手数料及び利用料等の改定》

第14条

1 当クラブは、別に定める会費・手数料又は利用料等の改定を行うことができます。

2 前項の改定を行う場合、当クラブは1ヶ月前迄に会員に告知するものとします。

《営業日及び営業時間》

第15条

当クラブの営業日および営業時間は、原則として年中無休・24時間とします。ただし、臨時休業や営業時間の変更については第17条に定めるところによります。

《施設の利用制限》

第16条

当クラブは、施設の全部又は一部の利用を制限することがあります。その場合、1週間前 迄にその旨を告事します。但し、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。又 これにより会員の会費等の支払い義務が縮減、停止されることはありません。

《休業》

第17条

当クラブは、次の理由により当クラブ施設の全部又は一部を休業することがあります。

- ① 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当クラブが判断し、営業を困難と認めたとき
- ② 施設の点検、補修又は改修をするとき
- ③ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき

《賠償責任》

第18条

1 当クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について当クラブは一切の責任を負いません。会員又はビジターは、自己の責に帰すべき原因により、当クラブの施設又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

2 会員は、紹介又は同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。

《解散》

第19条

1 当クラブは止むを得ざる事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、当クラブを解散することができます。

2 解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。

3 当クラブの解散の場合は会員に対し、特別の補償は行いません。

《通知予告》

第20条

本規約及び当クラブの諸事情に関する通知又は予告は、当クラブ所定の場所に提示する方法により行います。

《本規約その他の諸規則の改定》

第21条

当クラブは、本規約、細則、利用規定、その他当クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その抗力はすべての会員に適用されます。

《個人情報の取り扱い》

第22条

1 本サービスの利用者（または加盟店）は、本プライバシーポリシー（<https://www.quickfit24.jp/company.htm#privacy>）に基づき、当社および加盟店が個人情報を取得・利用・提供することに同意するものとします。

2 本部は、加盟店から提供を受けた個人情報を、プライバシーポリシーに定める範囲内で適切に管理・利用します。

3 個人情報の取り扱いに関する詳細は、プライバシーポリシーをご確認ください。

一附則一

2015年11月 より発効

2016年11月 改定

2017年11月 改定

2025年2月 改定

2025年3月 改定

2025年9月 改定